

# 労働法の基礎講座

## 第7回



## 【賃金】最低賃金

都道府県ごとに定められる最低賃金を下回る賃金での契約・支払いはできません。

最低賃金未滿の労働契約は、たとえ労働者が同意していたとしても**無効**となり、最低賃金で契約したものとみなされます。

**長崎県最低賃金**（令和6年10月12日～）

1時間あたり **953円**

※都道府県ごとに設定されています。



毎年秋ごろには最低賃金の状況を **チェック!**



(タップ)

毎年10月頃に改定されています。

## ■ 最低賃金額以上かどうかの確認方法例

賃金に**月給部分**がある場合、基礎となる賃金を計算し、1時間あたりの額に換算して最低賃金額と比較します。

基本給	170,000円
職務手当	10,000円
通勤手当	25,000円
住居手当	10,400円
残業手当	15,000円

### 【基礎となる賃金】

$$170,000円 + 10,000円 + 10,400円 = \underline{190,400円}$$

※賞与、精皆勤手当、残業手当、通勤手当、家族手当などは基礎となる賃金から除外します。

### 【1時間あたり換算額】

$$190,400円 \div 170時間 = \underline{1,120円}$$

1か月の平均所定労働時間  
170時間

(1日8時間×年間所定労働日数255日÷12か月)

他県に労働者を派遣する場合

**派遣先の最低賃金が適用されます**

長崎県

派遣

福岡県

